

あなたの税が未来を拓く

市町村税徴収強化月間2013夏

◆県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2013夏」として、栃木県との協働により、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

◆一人ひとりが上三川町を支える

皆さんが納めた税金が上三川町の行政サービスを支えています。納税しない人が増えると生活に必要な様々な事業が行えなくなります。

◆自主的な納付

上三川町では、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は、財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのタイヤロック（写真）をすることもあります。

税金は、期限内に必ず納めましょう。



【上三川町では税収確保に向け、次のような取組を行っています】

納税相談

町税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先=税務課 納税係 ☎(56)9121

7月は『第63回 社会を明るくする運動』強調月間

『社会を明るくする運動』とは？

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した方たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を作っていくとする全国的な運動です。

まずは、『できること』から地域のすべての人がそれぞれの立場に関わっていく必要があります。私たちの暮らす地域から犯罪や非行をなくすために、普段の生活の中で『できること』を探してみましょう。家族や地域に住む人との絆を強くすること。地域の交流を深める催しに参加すること…まずは、それぞれの立場で『できること』を始めましょう。

「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、町では、地域社会が犯罪や非行の防止に対して一体となった取り組みを進めるため『ミニ集会』を開催します。

どなたでもご自由に参加できますので、お気軽にご来場ください。

『ミニ集会開催』

▼日時・場所＝下記参照(午前8時30分～受付)

地区	明治地区	上三川地区	本郷地区
日時	7月8日(月) 午前9時～11時	7月23日(火) 午前9時～11時	7月17日(水) 午前9時～11時
場所	多功コミュニティーセンター	白鷺神社	満福寺

▼内容＝警察官による講話・フリートークなど

▼問い合わせ先＝福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128

消費生活センターにご相談ください

※上三川町消費生活センターでは敬老会や婦人会、自治会などの集まりにおいて、消費者トラブルや啓発の事前講座を行っていますので、ぜひご利用ください。

○消費豆知識②

健康食品の送り付け商法

「以前に注文を受けた健康食品の用意ができたので、代金引換で送る。」と電話をかけてきて、「注文した覚えはない。」と答えると、「証拠のテープが残っている。支払わないと訴える。」などとおどかされ、「断つたのに健康食品が送られてきた。」という苦情相談が相次いでいます。

これは、健康食品の購入を電話で強引に迫る悪質商法です。消費者が承諾していないのに一方的に商品を送り付けられた場合、代金の支払い義務はなく、商品を受け取る必要もありません。

・必要がなければきっぱり、「いいません。」と断りましょう。
・送ってきたも安易に受けとりず、業者名や連絡先を控えて、受け取

り拒否をしましょう。

・断りきれずに商品を受け取ってしまったも、8日間以内ならクーリング・オフが可能です。

ただし、保管期間中に開封したり、商品を使用したりすると、購入の意思があるとみなされ、代金を支払わなければならないので注意が必要です。

詳しくは、上三川町消費生活センターにお問い合わせください。

▼相談日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター(産業振興課内)

▼相談専用電話番号 〓

上三川町消費生活センター

☎(56)9153

